

## 第 586 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 7 月 6 日（火）午後 1 時 31 分から午後 1 時 54 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）


5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請及び同法第 5 条の規定による許可申請  
について

専決処分報告について

第 586 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 31 分</p> <p>皆様こんにちは。定刻を過ぎ、全委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ第 586 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、欠席者無し、全員出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。日本全域で梅雨前線が伸びているなかで、熱海ではあのような被害があってお見舞いを申し上げるとともに、千葉県は比較的被害は少なく、ありがたく感じます。農業者としては陽の照らない日が続くのはものさみしいですが、今年も大きな災害が無いことを願いたいと思います。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 586 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。12 番鈴木伸江委員、13 番小柴賢次郎委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

佐久間委員	<p>といたします。</p> <p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を5番佐久間委員お願いします。</p> <p>議案第1号1番について申請地を7月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、峰上出張所より南方向約2kmの地点に位置する農地であります。義務者は後継者不存在による離農、権利者は義務者の親戚であり、自宅近くの農地であり耕作に便利であることから経営規模の拡大を目指し、売買による所有権移転の本申請であります。営農計画としましては、水稻を作付する計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、義務者は市外へ転出し、後継者もないことから離農を考えていたところ、権利者の自宅近くで、土地改良整備された耕作条件の良い申請地を購入することとし、売買による所有権移転の申請に至ったものであります。申請地は、農用区域内の農地であり、面積9,203㎡、権利者の耕作面積は10,486㎡であり、農用区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、9番茂木委員お願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第1号2番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、峰上出張所より南東方向約1.3kmの地点に位置する農地であります。義務者は、高齢による経営規模の縮小、権利者は経営地の近くで耕作に便利であることから規模の拡大を目指し、売買による所有権移転の本申請至ったものであります。営農計画としましては、ひまわりを栽培する計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は、昨年度賃貸借による農地法の許可を得て農業を開始しております。今回、耕作地に近く立地条件も良い本申請地を規模拡大のため購入するものであり、売買による所有権移転の申請であります。ひまわりを栽培し、種から油を搾り出し販売する営農計画書が提出されております。申請地は、農用地区域内の農地であり面積888㎡、権利者の耕作面積は5,676㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。権利者は、市外に在住しておりますが、定期的に通作しており、昨年度取得した農地は耕作を手掛けておりますので、規模拡大にも対応できるものと考えます。農機具の所有状況、労働力等に関しても問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号の1番と2番は、権利者が同一でありますので、一括で審議し個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声)。</p> <p>それでは、議案第2号1番2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、1番稲村委員お願いします。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>議案第2号1番および2番について申請地を7月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より北の方向約300mに位置する農地であります。申請地は小・中学校から近く、既存集落地の近隣であることから条件付建売分譲用地として適当であったため、売買による所有権移転を伴う転用申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40%を超えているため、第3種農地と判断されます。造成については、現状が道路より低くなっているため、山砂を使用し埋立を行います。また、用水は市営水道より引き込み、汚水・雑排水</p>

<p>議長</p>	<p>は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水管を経て水路に放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。建売分譲用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第2号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、10番 森田委員お願いいたします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第2号3番について、申請地を7月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南西の方向約300mに位置する農地であります。申請土地は、別の権利者に令和2年7月30日付で農地法5条の許可が出ていましたが、事業の実施が難しくなったため、一度前回の許可を取り消したうえで、今回、本申請の権利者が事業をそのまま引き継ぐことで譲渡人と話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね300メートル以内に市役所の基準点があることから、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p>
議長	<p>次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請及び同法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本議案については、1つの案件に対して2通りの申請となっておりますので、この内容について、まず事務局の説明を求めます。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第3号の1番および2番については、同一の場所で事業を行うこととなっております、営農型太陽光発電事業に係る転用を伴う申請及び3条の地上権の申請となっております。本件につきましては、5条の転用許可がなければ営農型太陽光パネルの地上権設定はできず、また、地上権設定が許可にならなければ営農型の太陽光発電事業も許可に</p>

<p>議長</p>	<p>なりません。このため、本件の審議及び採決については、一括での採決をお願いします。</p> <p>なお、3条の許可については、5条申請に係る千葉県との許可と同日とすることとしまして、3条申請を許可することとなった場合には、許可を保留とし、千葉県の許可日と合わせることとなります。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明によりまして、議案第3号の1番と2番は、事業が同一であるため、一括審議のうえ一括採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>では担当委員の現地調査及び説明を9番茂木委員をお願いします。</p>
<p>茂木委員</p>	<p>議案第3号1及び2番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、峰上出張所より南東方向約1.3kmの地点に位置する農地であります。義務者は、申請地での作物の栽培に加え、営農型太陽光発電施設の用地として貸付けることで事業収入を増やすため、農地法第3条による区分地上権設定を行う申請であります。営農計画としましては、施設の下でサカキの栽培を行う計画であります。同時申請いたしました、農地法第5条申請につきましては、営農型太陽光発電施設設置のため、支柱部分を一時転用の賃貸借権設定するものであり、周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>事務局（樋口）</p>	<p>担当委員の説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、営農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。まず、農地法第3条申請は区分地上権設定の申請であります。農地区分に関しては、農用地区域内の農地ですが、太陽光発電施</p>

	<p>設の下で義務者が営農を行う計画となっているため問題ありません。次に、農地法第5条申請について、千葉県の手針では、支柱部分のみの転用と定められておりますので、本申請では、0.44 m<sup>2</sup>が転用面積となります。造成は支柱設置後に耕耘のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。営農型太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、一括の採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号1番と2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番2番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【専決処分報告について】</b></p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条 第1項 第7号の規定による届け出でございますが、1番から3番につきましては、専用住宅として所有権を移転するもので、面積は、1番が305平方メートル、2番が131平方メートル、3番が合計で219.33平方メートルです。4番につきましては、資材置場の用地として所有権移転するもので、面積は515平方メートルです。本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたの</p>

議長	<p>で事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。（なし）</p> <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。これをもちまして、第 586 回の定例農業委員会を終了します。なお、次回農業委員会総会は 8 月 6 日金曜日、場所は 401 会議室で午後 1 時 30 分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います、お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後 1 時 54 分</p>